

## 弔 慰 規 程

平成22年 5月16日制定

平成26年 7月17日改定

(目 的)

第1条 本規程は定款第7条第10項の規程により、本組合の福利厚生に関する事業を行うことを定める。

(贈 呈)

第2条 本規程に定める弔慰金、見舞金の贈呈及び葬儀参列の判断は理事長が行う、但し理事長の指名する副理事長、専務理事もしくは理事 各支部長がこれにあたることも出来る。尚、訃報については全組合員に送信する。

(増減額の決定)

第3条 この規程に定める金額を増減して贈呈する場合は、三役会で協議の上決定し、事後において理事会の同意を得るものとする。

(適 用)

第4条 この規程の適用は、原則として各組合員の申し出によるものとし、6か月を経過して判明した場合の適用は理事会においてその適否を協議し決定する。

(返礼等の措置)

第5条 この規程の適用者より物品その他の返礼は受理しないものとする。

(弔慰金)

第6条 弔慰金は次表とする。

区 分	組 合 員	組合員の配偶者	直系1親等
金 額	30,000 円	10,000 円	10,000 円

2 供花の必要ある場合は20,000円を限度として供花することができる。

(疾病見舞金)

第7条 疾病見舞金は下記とする。

区 分	7日以上14日以内	入院15日以上
金 額	10,000円	20,000円

(災害見舞金)

第8条 組合員の受けた災害に対して、理事会において協議の上、支出することができる。